

## 雜錄

### 貸借對照表に就きて

飯田靜次郎

近代に於ける企業の形態、即合名、合資、株式、株式合資等の諸會社の内、其數に於て又其資本額に於て、蔚然一頭地を抜き、最重要なる地位を占むるものは、株式會社なりとす。而して株式會社組織の隆盛を極むる所以は、其長所の多きに基くは勿論なるが其重なるものは次の如し。

- (一) 株式所有の證として發行せらるゝ株券は、賣買譲與の自由を認むるを以て、其株券は最も便利なる放資物をなし、社會の資本は忽ちに集り、有利確實なる事業は容易に大資本の蒐集大規模の經營を行ふことを得。
- (二) 業務執行には事業に精通せる取締役によりて當らしむることを得るを以て、事業の經營比較的に確實なるを得。然れば自然會社の事情に殆ど通せざる者にても、株主となり利潤の分配を受くることを得。是れ社會公衆の最も便とする所なり。

(三) 有限責任制度は株主の責任を其出資額に限定するを以て、無限責任の場合に比し資本家に不安を惹起することなきを以て、一般に事業所要の資本を得るに便利にして、危険の分子を含める新事業を設立するに最も適當なり。

然しながら株式會社組織は必ずしも萬能にあらず、其長所の反面に往々經營上の敏活及び誠實を缺くと云ふが如き、或は大株主の爲に左右せられ、小株主の利益蹂躪せらるゝが如き、又創業後或期間は利潤を見ること能はざるのみならず、寧ろ缺損を招くと云ふが如き非難の存在するは争ふべからず。然れども第一の短所は重役又は社員に對する賞與制度の當を得るときは之を以て矯正することを得、又第二の缺點は株式所有に分散の傾向を示せば、必ずしも憂ふるに足らざるのみならず、大株主の決議權に制限を加ふることによりて之を防止し得べし。又第三の短所に至りては一旦個人組織若くは合名會社又は合資會社組織として成功したる後、徐に株式會社組織に變更することにより不安を一掃することを得。況や國家有用の事業に對しては所謂利益保證の制度を探るを得るに於てをや。然れば株式會社組織の長所は其短所を憤びて餘ありとす。茲に於て近代企業經營の特徴は株式會社組織にして、其資本を社會公衆より仰ぎ、其出資單位は少額にても株式の賣買讓與自由なる點、即資本及企業の社會化により、現代の經營組織に最適合したる制度と認むることを得。然れば國家及社會は、此組織の健全なる發達の爲に充分の努力を要す。蓋株式會社組織の成立するや、自然多數の出資者との關係を生じ、又有限責任制度の爲に債權者保護の必要起り、殊に大資本を有する會社の興廢は社會に及ぼす影

響少ながらざるを以て、商法は特に會社の部を制定して、會社及利害關係人の保護をなせるが此目的の爲に會社の財政的關係を公開することにより、會社と株主又は一般公衆との接觸を確實にすることを要す。是れ各國の法律が殆ど皆株式會社をして、貸借對照表の作成を命じ、同時に公開の義務を負はしむる所以なり。我商法を見るに第二十六條及第二十七條に於て、貸借對照表の作成を指定し、又第一百九十二條に於ては株式會社の取締役は第百九十條に掲げたる書類を定期總會に提出して其承認を求め、其承認を得たる後は貸借對照表を公告することを要すと規定せり。此の如く法律の規定により會社及利害關係人の保護の爲會社は正確明瞭なる貸借對照表を作成公開することを要し、又私經濟的見地よりも會社は單純なる形式報告をなすに止めず、其會社の内容を充分に判断せしむべき貸借對照表を公示して、經營者に對しては理財的判断の爲に其材料を供し、株主には其出資が如何なる状態に在りや即増減せしかを判断せしめ又債權者に對しては其債權が如何なる程度に保存せらるゝやを了解せしめ、更に將來株主又は債權者となるべき社會公衆に對しては、會社の健全なる状態を示して其地位及信用を高めることを要すべし。尙其他の用途に就ては正確明瞭なる貸借對照表が課稅物件の確定に對し其基礎となり、或は經濟學的研究上統計的材料を提供し、又は會計學上定期的報告の材料を與ふる等公益上又は私益上に於て重大なる任務を盡すことは世の識者の認むる所なり。殊に最近の如く労働者問題、物價問題等より暴利返還の要求あり、又社會的正義の觀念より營利事業を社會的批評の対象たらしむるに至りては、從來の如く企業家は自己製造品の賣價を定めるに當りて、

無制限に自由なることは認められず、即社會の望む正當なる利益以上に賣價を定むべからずとの觀念が盛に認めらるゝに至りたるを以て、會社も從來の如く單に法律的又は私經濟上の見地よりのみにあらず、尙更に社會的見地よりも精確且誤謬なき貸借對照表を公示し、暴利の抑壓勞働爭議の鎮定に利用すること極めて緊要なり。是れ茲に本題を提供し聊論述せんと欲する所以なり。

貸借對照表の原語として英國及米國に廣く用ひらるゝは、Balance Sheet にして其貸借對照表なる直譯語を生ず、又 Statement of Debts and Credits なる原語なれば、我國立法者が商法第二十六條に於て「動產不動產債權債務其他ノ財產ノ總目錄及ヒ貸方借方ノ對照表ハ……」とある。又商法第一十七條に「……前條ノ規定ニ從ヒ財產目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス」と云へるは、Balance Sheet の内容を表はし得べき意譯を行ひたるものなるべし。而して其語源を尋ねるに羅典語 Bi(s) 即二個及び lanx 即盤の二語の結合より成り、其二個の盤を有する天秤の兩盤の重量相等しくして、平均を保てる狀態を指定したるものなる可し。然して兩盤上に置かるゝ重量は物又は其重量にあらずして、一方の價值と他方の價值とが比較對照せられ、平均を保てるなり。其一方の價值は資產即借方と稱せられ、他方の價值は負債即貸方と稱せらる、而して我商法にては前述の如く資產及負債を對照すべき暗示をなさずして、只貸方借方の對照表を作成すべきことを明示す。故に商法に従つて作成する貸借對照表は複式簿記の用語法によつて、資產を示すに借方なる文字を用ひ、負債を示すに貸方なる文字を用ふるもの

のと、解らぬを得、故に貸借對照表を或時期に於ける營業上の各資産高を借方とし、一方に列記し、又に對し各負債高を貸方とし、他方に列記し、以て貸借双方の合計を對照平均せしめたる表なり。然して其期する所は現に有する資産高と負債高とを、借方及貸方の部に比較對照して、其營業上の財政状態を一見明瞭に表示するにあ。

企業家は營業上に於ける收入及支出を明にし、其營業の經過及び財政の現状を知り、將來に對する方針を定めやる可からず。此營業の經過と財政の現状を明示やるのと、損益表と貸借對照表なり。英國會計學者ソベリー氏は此二表の差異に付曰く

“The main distinction between a profit and loss Account and a Balance Sheet is that the profit and loss Account shows the progress of the business during a period of time, while the Balance Sheet shows the position of the concern at a particular moment of time. The difference is similar to that between a biography and the portrait of an individual” (Hissel, Accounting in Theory and Practice p. 70)

實に損益表の職分が其營業期間に生じたる取引の經過を示すれば、恰も傳記が其人の履歴を語るが如く、又貸借對照表の職分が之を作成したる時に於ける營業上の財政状態を明かにしるゝが如く、恰も肖像畫が其人の或時代に於ける面影を現はすが如し。尙兩者の區別を述ぶれば貸借對照表は債權者に利害關係著しくして、損益表は出資者に利害關係深し。例へば製造業者

卸賣商等は其得意先の發表する貸借對照表により、資産の負債に對する關係及其資產負債の種類性質等を知ることを得るを以て、其得意先に對し將來與ふべき信用の程度を定むることを得又會社の株主は其會社の利益に利害關係著しきを以て、其發見する損益表を見て其株券は引續き所有すべき投資物なりや否やを決するなり。然しながら以上の區別は、單に比較的に述べたるに過ぎず。何となれば債權者にても損失ある事業に信用を與ふるを欲せざるべく、又出資者も其當時に於ける配當が如何に高率なるも、事業に充分なる積立金をなさるが爲、或は將來破産を招くべき恐ある時は、其株式を引續き所有するを好まさる可し。然れば債權者も出資者も共に兩表を必要とするものなるが、只比較的に關係を示せば貸借對照表は債權者に、損益表は出資者に、利害著しと云ふことを得。

近時或論者は貸借對照表公告の改善に付き、法規の改正及び公告方法の改正をなすべしと述ぶるものあるも、如此外部的改善よりも更に必要なるは、根本的に簿記會計の智識を涵養せしむるにあり。即經營者は勿論社會公衆の人士をして簿記會計學に通せしめ、貸借對照表の作成公示に關する理論と實際とを了解せしめ其使命を自覺せしむるにあり。如此意味に於て新聞紙上に公告せらるゝ各種會社の貸借對照表を通觀するに、其形式は極めて不統一なる狀態にあり即右方より左方に一段又は二段に縱書せるものあり、或は簿記上の勘定口座に従ひて上方より下方に横書せるものあり、又之に附する標題の如きも(一)借方資產の部貸方負債の部として列舉するもの、(二)借方負債の部貸方資產の部との見出しを用ふるもの、(三)借方及貸方の兩語

を省きて單に資産の部負債の部とのみの見出を用ふるもの、(四)資産の部及負債の部なる兩語を省き單に借方貸方なる見出を用ふるもの等、各種各別の状態にして一般公衆は之が了解に苦しむこと大なるべし。然ればかかる方法に於て會社の財政的關係を公開し、會社と株主又は一般公衆との接觸を、確實にすることを得べきやは疑なき能はざる所なり。最も縱書又は横書の如きは餘り重要の件にあらざれば、主として其四形式に付き出現せし所以を探り以て其趨勢を窺はんと欲す。

第一形式は總勘定元帳を縮切るときには、現はるゝ殘高勘定口座を其儘用ひて作る故、自然借方に列記せらるゝものは資産に屬し、又其貸方に列記せらるゝものは負債に屬するなり。即借方とは諸勘定に於ける借方残にして、貸方とは諸勘定に於ける貸方残なり。故に此表に於ける資産負債の貸借地位は、之等の資産及負債が元帳にて存在せる貸借地位に準じて、借方資産貸方負債となるものなり。然して此形式は歐洲大陸は勿論其他世界各國に於て一般に採用せらるゝものにして、只英國に於ける習慣が然らざるのみなり、故に此形式を大陸式と稱す。

第二形式は資産及負債に附記する貸借用語を第一形式の場合と全く反対に爲す、即資産及負債に屬するものが元帳に於て存在する地位と反対に表はざるゝなり。此形式の主張者は曰く、凡そ貸借對照表に於て借方及貸方とは、其作成者たる營業主を主體として稱すべきなり。故に營業主たる會社は其所有する各資産に對しては、貸主となり負ふところの各負債に對しては借主となるを以て、資産は貸方及び負債は借方ならざる可からず。然して此形式は英國にて一般

に採用せらるゝものなれば、第一形式を大陸式と稱するに對しそを英國式と稱す。

按するに我國に於て會社の決算期に貸借對照表を作成すべきことを規定したるは、國立銀行條例を以て嚆矢とす。然るに明治五年同條例の始めて公布せられし當時は、社會百般の事業最も幼稚にして銀行業を理解するものなし。故に政府は此事に精しき外國人を招聘して銀行業務の講習所を設置し、同條例及其細則には現今の商法中商業會社に關する條項は勿論、商業帳簿に關することも亦詳細に規定し、其雑形を要するものは之が形式をも併せて指定し、貸借對照表の雑形は第一形式によらしめたり。此形式の起因を按するに當時の履教師英國人アーレン、シャンド氏の銀行簿記教授に從ひて定めたるものなるべし。然してアーレン、シャンド氏の採用したる形式は、ダシシ我國の銀行條例公布と、英國の會社條例發布とは恰も同年に相當するを以て、其英國人の指導による形式は、彼の英國に於て同條例發布以前に行はれたるものにして、ダシシ所謂「スコットランド」式に依るものと稱せざる可からず。爾來國立銀行は勿論、其條例に基きて組織せられたる會社の公表する貸借對照表は、皆其形式によりしが明治二十三年初めて商法の實施せられたる頃より、我國に於ては各種の事業に於て株式會社企業の民間に勃興すること著しくして、同時に簿記學の智識は益廣く且深く講究せられたる爲、遂に明治三十二年現行の商法實施頃より初めて第一形式に對し第二形式の主張者顯はれ、新聞に雜誌に第一形式の誤謬なることを論じたり。然るに第一形式の論者は之に對して第二形式の缺點を指摘し第一形式の正當なる理由を解説し、甲論じ乙駁し丙應じ丁答へ當時簿記學會に可なり盛なる論

議行はれたり。然らば其表示方法として理論上何れが正當なるや、徐に其關係を究明せん。

抑貸借對照表を作成する所以は、或一定の時に於ける營業上の財政狀態を知るにあり。即總勘定元帳の殘高口座の現狀を了解せんが爲なり。故に貸借對照表は元帳の資產及負債に屬する諸勘定の殘高を表示するなり。此見地より判断すれば元帳にて借方殘高たる資產は、此表に於ても借方とし、貸方殘高たる負債は、貸方とするを當然なりとす。然れば貸借對照表を作成するに際し、第二形式の如く之に記載すべき資產負債の兩側を、之等の資產負債が元帳にて現はれたる貸借地位と、反対にするは不條理なりと稱せざる可からず。又第一形式は第二形式に對して實際上の便利あり、蓋し此形式は前述せるが如く現今世界各國を通じて一般の慣習となり只英國にて例外をなすのみなり。然るに英國の會計學者の内にも、此第二形式に對し批難するもの少なからず。其一人たるリスリー氏は其英國式に反對して曰く

「英國式の慣習は千八百六十二年發布の會社條例に起源したるものなるべし。然して同法の如きは會計の理論に暗き委員の手により、作成せられたるは明なり。何となれば損益表は元帳に於ける損益勘定より作られ、其貸借地位は元帳に於けると同一にして即借方損失貸方利益たる記載に變りなし、然らば只に貸借對照表に限りて、其貸借の地位を變更すべき理由なし。是れ此表は元帳諸勘定の殘高中損益に屬するものを損益表に移し、其他の勘定殘高を以て作成したものなればなり。然して此形式は世界各國の採用する所なるが、只英國のみに限りて例外をなすも此形式は長くスコットランドに於て殆ど全般に採用せられたるものにして、イングラン

ドに於ても此會社條例發布以前には廣く採用せられたが、只此條例發布によりて第一形式が施行せられたるものなるべし。故に貸借對照表にて資産を借方負債を貸方となすは、正しあ會計原理に基くものなれば、英國に於ても此形式に改め世界各國と同一形式に改正することを望む」  
（Hissle, Accounting in Theory and Practice, pp. 72-74）

然れば理論上よつて第一形式を以て正當なりとされる可からず。

第二形式は借方及貸方なる語を省き、單に資産の部負債の部なる見出を用ふるものにして、此形式は四種の形式の内理論上最も正當にして且實際上最便利なる形式なりとす。然して此形式は第一及第二の形式に關し、是非曲直の盛に論せられたる當時より、自然に案出せられたるものなり。元來貸借對照表の重なる論點は、同表の左右兩方に附記せらるゝ借方及貸方兩語の解釋如何にあり。故に此兩語を使用せざれば如此論爭は一切起らざるなり。是れ第三形式の採用せられたる所以にして、此形式の多く行はるゝ傾向あるは怪しむに足らず。蓋し貸借對照表の見出に借方及貸方なる兩語を附記するは別に必要條件にあらず、理論上は却つて此兩語を附記せざるを以て正當なりとす。何となれば貸借對照表は資産負債の現状を、一見明瞭に示すべし表にして勘定科目に非ねばなり。其元帳より資産及負債科目を其儘移したるが爲、資産は借方負債は貸方なることは會計上自然に聯想せらるゝも、貸借なる用語は複式簿記に於て勘定科目に附記すべきものにして、表に附記すべきものにあらず。然して此形式の場合に右方を單に負債の部とする。資本金積立金利益金等の如き、所謂内部負債は外部債権者に對する普通の

負債とは性質の相異することに注意するを要す。

第四形式は表の左右双方に資産の部負債の部なる語を附せずして、普通元帳の勘定口座に附するが如く、單に借方及貸方なる語を附記するものにして、實際上には稀に見る形式なり。而して此形式の場合に於ても表の借方及貸方を元帳に於ける勘定口座の貸借と一致せしめ、借方に資産科目を貸方に負債科目を列舉するものと、又貸借地位を元帳に於ける地位と反對に借方に負債科目を貸方に資産科目を記載するものとの二種あり。然しながら第三形式の場合に述べたるが如く貸借対照表は表にして、勘定科目に非るを以て、借方及貸方なる用語を其見出として附記するは當を得たるものにあらず。故に此形式は理論上より云へば適當ならず。

之を要するに、株式會社組織が近時隆盛となりたるは、前述せし理由によるが尙更に重要ななものあり。之は往時に於ては稀なる政體が、現今に於ては普通の狀態となりしが如く、往時には想像も及ばざりし企業組織が、現今一般に普及するに至れり。即此經營法の發達は政治上經濟上に起りし管理の社會化なり、實に株式會社組織は、大規模組織の勝利の結果として發達したるものなり。此發達に關聯して、株式會社の財政表示機關として、貸借対照表を發表することを要す。蓋企業が公衆の資本に依るを要するものとすれば、一定の時期に其財政の狀態を正確に發表して、社會公衆をして安じて其事業に放資せしむる必要あり。茲に於て新聞紙上に公告せらるゝ貸借対照表に付論述したるが、其形式として理論上及び實際上最適當なるは第三形式なりとす、故に經營の當事者をして漸次此形式を採用せしめ、其統一を計り以て株式會社

の財政状態を、一目瞭然に表示せしめんことを望む。尙本題に關して論ずるもの多々あるも  
是等の發表は他日に譲らん。

本稿を起草するに當つて参考せしは次の如し

Hatfield, Modern Accounting, 1910.

Hinsle, Accounting in Theory and Practice, 1919.

Bentley, Science of Accounts 3rd printing.

Sprague, philosophy of Accounts, 4th Ed.

Lisquerre Applied, Theory of Accounts 2nd printing.

東慶五郎著 商業會計

吉田良川著 會計學

國松 豊著 貸借對照表論

木村旗楠著 簿記論理學綱要